

令和6年度  
東松山市学校給食運営委員会

教育総務課 学校給食センター

# 令和6年度東松山市学校給食運営委員会

## 次 第

令和6年10月4日（金）午後4時00分から  
東松山市野本市民活動センター 1階 大会議室

1 開 会

2 挨拶

3 委員長・副委員長の選任について

4 学校給食の概要について

5 議 事

（1）学校給食調理業務等の委託について

（2）令和7年度からの学校給食費改定について

6 その他

7 閉 会

令和6年度 東松山市学校給食運営委員会委員委嘱者名簿

区 分	氏 名	新任・再任	備 考
1号委員 (校長代表)	かじの よしあき 梶野 義明	新任	唐子小学校校長
	のぐち たかし 野口 高志	新任	高坂小学校校長
	まつぎき つとむ 松崎 努	新任	白山中学校校長
2号委員 (給食主任代表)	しばぐち ひろこ 柴口 弘子	新任	大岡小学校教諭
	せきぐち ちづる 関口 千鶴	新任	桜山小学校教諭
	こやなぎ ゆきこ 小柳 悠記子	新任	松山中学校教諭
	おぐま あきこ 小熊 亜希子	新任	南中学校教諭
	てらだ ようこ 寺田 陽子	新任	東中学校教諭
3号委員 (保護者代表)	くりばら みずほ 栗原 瑞穂	新任	松山第一小学校
	さくらもと りか 櫻本 里佳	新任	唐子小学校
	よしわら かおり 吉原 香穂莉	新任	高坂小学校
	ちょう こう 張 虹	新任	青鳥小学校
	すずき のぞみ 鈴木 のぞみ	新任	新宿小学校
	やまだ かおり 山田 香織	新任	東中学校
	ふくだ ちかお 福田 千賀雄	新任	北中学校
4号委員 (校医代表)	こうの よしお 河野 喜男	再任	河野整形外科内科クリニック
	いわさき ふみゆき 岩崎 文之	再任	岩崎内科胃腸科医院
5号委員 (保健所長)	あらい かずこ 荒井 和子	新任	東松山保健所長

\*任期は、令和6年8月1日から令和7年7月31日までとします。

\*任期途中の異動があった場合は、後任が任期まで務めることとします。

## 学校給食の概要について

### 1 給食の経緯等

本市の給食は、昭和37年に松山第一小学校でミルク給食を開始、昭和39年に同校に調理室を設置した。

その後、昭和41年に共同調理場を設置し、完全給食を実施した。

昭和53年度において、給食人員が共同調理場の能力6,000食を超過し、これを解消するため、昭和54年度から市内11校の内、中学校(3校)を委託方式により給食を開始した。

以後、昭和58年度には、松山第一小学校の調理室を廃止。平成8年度には共同調理場の老朽化が著しいため、新築移転を実施。平成9年4月から名称を「東松山市学校給食センター」と変更して、現在に至る。

【経過】	昭和37年10月	松山第一小学校ミルク給食開始
	昭和39年 4月	松山第一小学校に調理室を設置し、完全給食を開始
	昭和41年 4月	共同調理場設置 (松一小を除く小・中学校7校給食開始)
	昭和54年 4月	中学校3校・青鳥小の民間委託開始
	昭和58年 4月	新宿小学校・北中学校民間委託開始
	昭和59年 4月	桜山小学校民間委託開始
	昭和60年 4月	白山中学校民間委託開始
	平成 3年 4月	緑山小学校民間委託開始
	平成 9年 4月	共同調理場新築移転 「東松山市学校給食センター」に名称変更
	平成18年 3月	緑山・桜山両小学校を閉校
	平成18年 4月	桜山小学校給食開始

### 【実施状況】

(R6.9.1 現在)

直営分	松一小・松二小・新明小・市の川小 大岡小・唐子小・高坂小・野本小	8校 3,422人
委託分	青鳥小・新宿小・桜山小	3校 1,279人
	松中・南中・東中・北中・白山中	5校 2,333人
合計		16校 7,034人 (教職員を含む)

## 2 令和5年度 学校給食実施状況 (実績)

(単位：円)

項目	事業費	合計
決算額	学校給食運営事業・学校給食事業(直営分) 482,081,060 学校給食事業(委託分) 269,754,294	751,835,354
年間給食延べ人員	※小学校 856,059 人 ※中学校 400,195 人 合計 1,256,254 人	

## 3 給食費の推移 (月額)

(単位：円)

年度	小学校	中学校	改正年月日
S51	2,300	2,800	S51.4.1
S53	2,600	3,200	S53.4.1
S56	3,000	3,500	S56.4.1
S60	3,300	3,900	S60.4.1
H5	3,700	4,400	H5.4.1
H28	4,100	4,800	H28.4.1

#### 4 一週間の献立

一週間のうち	米飯	3日
	パン	1日
	麺	1日

※ 令和6年度は186回の給食回数を予定している。

※ 献立は、給食センターで作成し直営、委託とも統一献立で実施している。

#### 5 調理業務従事者等 (令和6年9月1日現在)

- (1) 職員数
- ・事務 7人 (市職員4人 (うち任期付1人)、県栄養職員2人、市栄養職員1人 (会計年度任用職員))
  - ・調理員 21人 (正職員8人 (うち任期付1人)、会計年度任用職員13人)
  - ・洗浄員 1人 (食器等洗浄委託)
  - ・運転手 3人 (配送委託3人)
  - ・技術員 1人 (ボイラー委託)

(2) 給食配送車 3台 (配送委託3台) コンテナ6ヶ積み

(3) 配送距離等 最長 10.4km (輸送時間 約26分)

最短 0.9km (輸送時間 約2分)

全校輸送所要時間 約75分～90分

#### 6 給食センター施設

- (1) 名称 東松山市学校給食センター
- (2) 所在地 東松山市大字下野本527番地1
- (3) 工期 (着工) 平成8年7月30日  
(竣工) 平成9年3月21日

- (4) 給食開始 平成9年4月21日
- (5) 施設
- ① 敷地 4,746 m<sup>2</sup>
- ② 建物(鉄骨造2階建て) 1,758.04 m<sup>2</sup>
- 【内訳】1階 床面積 1,351.08 m<sup>2</sup>  
 (事務室、検収室、下処理室、調理室、冷風・冷凍・冷蔵庫、コンテナプール、食器・食缶洗浄室、準備室、測定室、ボイラー機械室、その他)
- 2階 床面積 406.95 m<sup>2</sup>  
 (研修室、男女更衣室、食堂、シャワー室、洗濯室、湯沸室、見学通路、その他)
- (6) 調理能力 6,000食 (R6.9.1現在3,422食)
- (7) 厨房形態 ドライシステム
- (8) 食器 強化磁器食器 (H13.1月から)  
 (飯椀・汁椀・皿・トレーの4点セット)
- (9) 建設費 926,794,000円
- ① 建物工事費 715,850,000円
- 建築 364,620,000円
- 機械設備 267,800,000円
- 電気設備 83,430,000円
- ② 厨房設備費 210,944,000円

## 7 委託会社の概要

- (1) 会社名 埼玉学校給食(株) 代表取締役 柳下武司
- (2) 住所 東松山市大字新郷88番地22 (Tel.23-0777)
- (3) 調理能力 10,000食 (R6.9.1現在3,612食:東松山市分)
- (4) 従業員数 48人
- (5) 給食開始年月日 昭和54年12月1日
- (6) その他 敷地面積 5,797 m<sup>2</sup>
- (7) 委託会社への  
貸与品 コンテナ、二重食缶、角食缶  
飯椀、汁椀、お皿、トレー、先割れスプーン等
- (8) 委託校数 小学校 3校、中学校 5校

議事（１）学校給食調理業務等の委託について

東松山市学校給食センターの調理業務等の民間委託については、令和5年9月開催の教育委員会会議で協議するなど検討し、令和8年度を目途に進めていくことを確認しました。

また、「委託化までの検討スケジュール」に沿って、令和6年2月開催の給食運営委員会で、次ページからの「調理業務等の委託に関する仕様書の基本方針について」のとおり報告しました。

今回、本給食運営委員会では、基本方針に従って、「東松山市学校給食センター調理業務等委託内容の概要案」を作成しましたので報告します。

【委託化までの検討スケジュール】

	令和5年度					令和6年度					令和7年度					令和8年度									
	4/5月	6/7月	8/9月	10/11月	12/1月	2/3月	4/5月	6/7月	8/9月	10/11月	12/1月	2/3月	4/5月	6/7月	8/9月		10/11月	12/1月	2/3月						
委託化スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 先行自治体への視察・情報収集</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育委員会会議にて委託化について協議</li> <li>○ 関係団体の会議に出席し、意見聴取</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育委員会会議にて意見聴取</li> <li>・ 学校給食運営委員会にて意見聴取</li> <li>○ 教育委員会会議にて委託化に関する事項を適宜、協議・報告</li> <li>○ 委託業者の選定方法や仕様書などを検討・作成</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校給食運営委員会にて意見聴取</li> <li>・ 教育委員会会議にて選定方法などを報告</li> <li>・ 学校給食運営委員会にて選定方法などを提示</li> <li>○ 指名委員会等を経て、業者選定</li> <li>・ 委託業者決定</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 約半年をかけて委託業者と引継ぎや打合せ</li> <li>・ 調理等業務の民間委託化開始</li> </ul>				



## 「調理業務等の委託に関する仕様書の基本方針について」

### 1 民間に委託する業務内容

別紙「委託を取り入れた際の学校給食の流れ」のとおり、学校給食業務には、献立の作成から洗浄・清掃までの一連の流れがあります。

本市が進める事業は、「食材の検収」、「調理作業」、「洗浄・清掃」の業務を民間へ委託することです。給食センターの運営や献立作成、食材の購入、調理の検査等はこれまでどおり市が行い、所長、栄養教諭（栄養士）及び事務職員は引き続き配置します。

### 2 委託事業者の選定方法

安心・安全な給食を提供していくため、コストだけでなく、学校給食調理等業務経験者を配置するなど学校給食等の委託実績の経験や技術力等を審査した上で、信頼できる業者を選定できる入札方式（例 プロポーザル（企画提案）方式）を検討します。

### 3 民間委託と食育の関係

学校給食は、児童生徒に望ましい食習慣を身につけさせるとともに、食に対する理解や関心を高めるための「生きた教材」として、重要な役割を担っています。

食育の指導に当たっては、これまでどおり栄養教諭や学級担任が授業や給食時間に行います。

### 4 食品の安全性や給食の質の確保

給食の献立は、これまでどおり学校給食センターの栄養教諭が、文部科学省が定めた「学校給食摂取基準」を基本に栄養のバランスを考え、作成します。

なお、給食に使用する食材については、埼玉県学校給食会や埼玉中央農業協同組合など、本市の給食物資納入業者の登録をしている業者から安全な物資購入を行い、地場産物活用についても積極的に推進します。

## 5 衛生管理の徹底

これまでどおり、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び「調理場における衛生管理&調理技術マニュアル」等に基づき衛生管理の徹底を図ります。

また、保健所の調査や学校薬剤師による定期検査、民間業者による衛生管理検査も従来どおり行い、衛生管理の状況を栄養教諭や学校給食センターの職員とともに確認します。

## 6 食材の検収

委託事業者が食材の検収を行い、食材の異常を発見した際は、速やかに栄養教諭、所長及び事務職員へ緊急連絡が入る体制を整備します。

## 7 事故発生時の責任体制

万一食中毒等の事故が発生した場合には、給食の実施者である市（教育委員会）が責任をもって対処します。

ただし、委託事業者に責任がある場合は損害賠償を求めます。

## 8 履行保証人の設定

委託事業者が調理業務等の事業継続が困難となった場合を考慮し、業務履行保証人を契約までに設定することにより、安心・安全な学校給食の提供を担保します。


## 9 任期付職員や会計年度任用職員の雇用

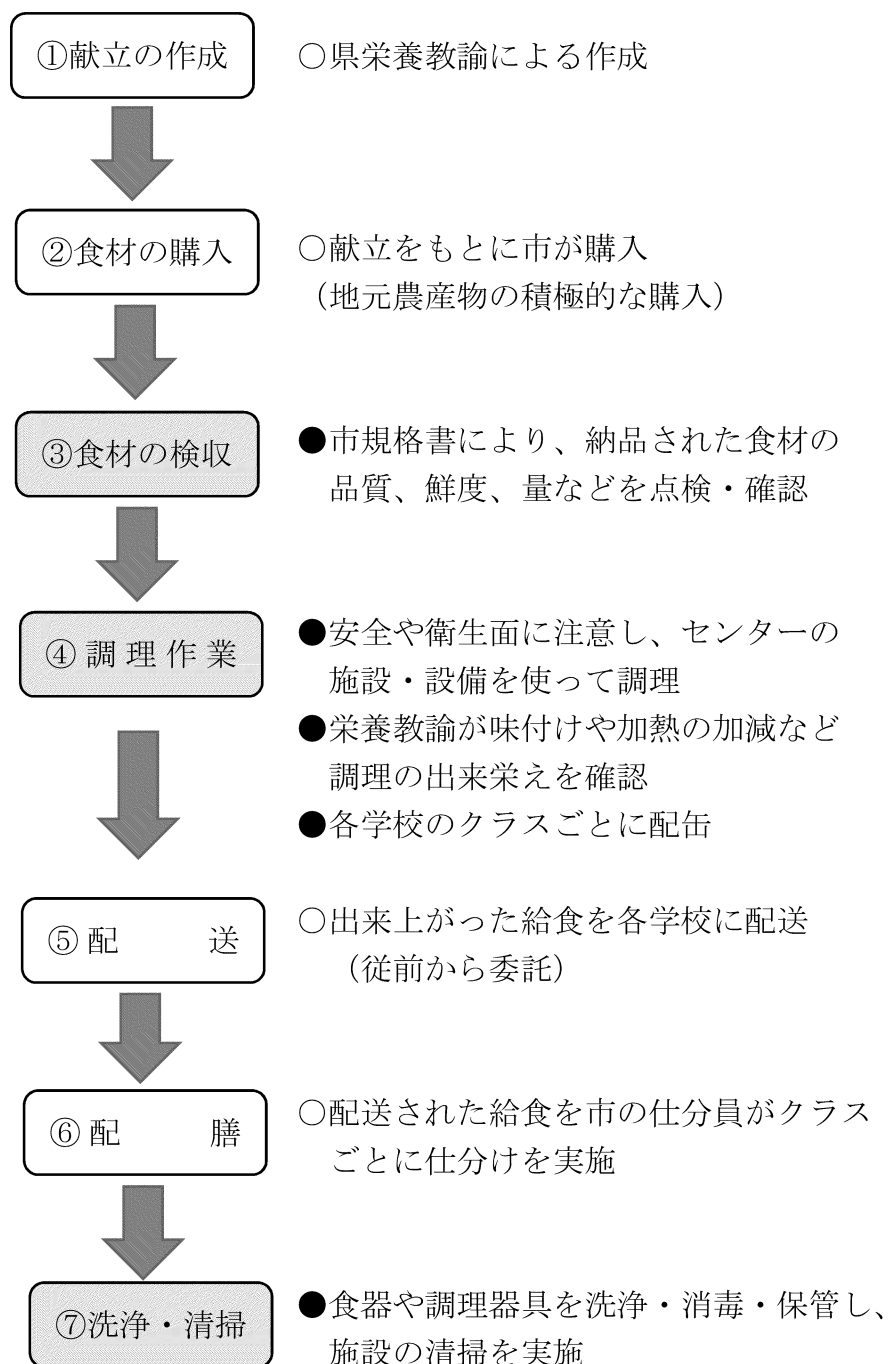
現在、当センターに市職員として勤務する任期付職員や調理補助の会計年度任用職員が、調理業務等を民間委託する業者の従事者として希望する場合は、採用に努めるよう委託業者に求めます。

## 10 市の行事への協力

日本スリーデーマーチ等の行事への協力を求めます。

「委託を取り入れた際の学校給食の流れ」

 = 委託する業務



## 「東松山市学校給食センター調理業務等委託内容の概要案」

### 1 民間に委託する業務内容

#### ○ 委託業務内容

##### (1) 調理

- ① 受託者は、市が作成した「学校給食献立予定表」、「調理室手配表」及び本仕様書等に基づき、「作業工程表」及び「作業動線図」を作成し、市の確認を受けること。確認後、食材料を使用して調理すること。なお、食物アレルギー対応食の調理は実施しない。
- ② 調理した給食の確認は、配缶前に受託者の立会いのもと、当センターの栄養教諭が行うものとする。
- ③ 調理後2時間以内に児童が喫食できるように調理業務を行うこと。
- ④ 米飯、パン、麺等の主食、牛乳等については、別途業者から直接学校へ配送する。

##### (2) 配缶等

調理した給食を学校別、学級別に供給量を計量配缶後、コンテナに積み込み、プラットホームまで運ぶこと。ただし、保冷剤を使用する献立の場合は、配缶時に保冷剤を該当の食缶に載せること。

##### (3) 食器、食缶、調理器具等の洗浄・消毒・保管及び日常点検

- ① 配送業者が回収した食器、食器籠、食缶、食器具及びコンテナの洗浄・消毒・保管を行った上、必要な日常点検を行うこと。
- ② 食器、食缶、コンテナの洗浄、消毒には強アルカリ性水による高圧洗浄後微酸性水による消毒洗浄を行っている。そのため、洗浄機を使用する当日の午前にイオン給水ユニットの稼働並びに pH 検査を行い、確認すること。
- ③ 食器洗浄機の出口から出た食器について、汚れの取残しの有無を確認すること。
- ④ 食器、食缶、食器具及びコンテナの洗浄に使用する添加液、並塩及びスケール除去剤は、市の確認を受けた添加液等を使用すること。
- ⑤ 保冷剤を使用した場合は、洗浄し保管すること。

## 2 委託事業者の選定方法

別途東松山市調理等委託業務プロポーザル実施要項を作成してプロポーザル方式で選定します。

※プロポーザル方式・・・価格競争によらない業務の発注に使われる入札方式

## 3 民間委託と食育の関係

### ○ 協力事項

#### (1) 食育推進の協力

地産地消等、市の方針に従い、その対応に協力すること。

## 4 食品の安全性や給食の質の確保

### ○ 1 民間に委託する業務内容 を参照

## 5 衛生管理の徹底

### ○ 安全衛生管理

(1) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自社の安全衛生マニュアル等の他、次の事項に基づき安全衛生管理を行い、業務を実施すること。

① 「大量調理施設衛生管理マニュアル」

(平成29年6月16日付け生食発0616第1号)

② 「学校給食衛生管理基準」(平成21年文部科学省告示第64号)

③ 食品衛生法(昭和22年法律第233号)

④ 「学校給食調理場における手洗いマニュアル」(平成20年3月文部科学省)

⑤ 「調理場における洗浄・消毒マニュアル」(Part1：平成21年3月文部科学省、Part2：平成22年3月文部科学省)

- ⑥ 「調理場における衛生管理&調理技術マニュアル」(平成23年3月文部科学省)
  - ⑦ 「学校給食調理従事者研修マニュアル」(平成24年3月文部科学省)
  - ⑧ 市のマニュアル及び指示(調理室手配表等の文書による指示及び業務責任者に対する口頭による指示を含む。)
  - ⑨ その他関係諸法令及び関係省庁の通知文等
- (2) 食材の衛生管理
  - (3) 水質検査
  - (4) 設備、器具等の衛生管理
  - (5) 食器及び食缶の取扱い
  - (6) 保存食の管理
  - (7) 従事者の健康管理

## 6 食材の検収

### ○ 委託業務内容

#### (1) 検収業務

- ① 受託者は検収責任者を定め、東松山市からの発注書に基づき、食材の引渡しを納入業者から受け、検収を行う。
- ② 食材の納品の際、品質及び規格の確認を行うこと。
- ③ 検収後は、「食材検収簿」に記録し、市の確認検査を受けること。
- ④ 検収後は、専用の容器に移し替え、下処理室及び食品の保管室に衛生的に保管すること。
- ⑤ 調味料の出庫は、毎日、報告書に記録し、在庫については記録表により毎月15日前後に報告すること。
- ⑥ 保存食の冷凍保存を行うこと。

- (2) 業務責任者、業務副責任者は所在を明らかにし、業務の履行に関して市と連絡・調整ができるようにしておくこと。

## 7 事故発生時の責任体制

- 事故及び損害賠償等に関すること
  - (1) 受託者は、業務の履行中に事故が発生した場合、直ちに市に報告するとともに速やかに善後策を講じること。
  - (2) 損害賠償責任
    - ① 受託者は、食中毒及び事故の発生時の対応として、製造物責任（PL）法（平成6年法律第85号）に基づく生産物賠償責任保険に加入すること。
    - ② 受託者は、次の事項により市に損害を与えたとき、市に損害賠償をしなければならない。
      - ア 故意又は過失により、食中毒の原因となる細菌その他人体に有害な物質を学校給食に混入したとき。
      - イ 故意又は過失により、食材を損失したとき。
      - ウ 故意又は過失により、施設又は施設の設備等を損壊、紛失又は遺棄したとき。

## 8 履行保証人の設定

- 履行保証人
  - ① 受託者は、事業継続が困難となった場合のため業務履行保証人を定めなければならない。
  - ② 履行保証人は、市が受託事業者の責めに帰する事由により事業継続が困難と判断した場合は、速やかに業務を引き継ぐものとする。この場合における委託料は、当該年度委託料からすでに支払った費用及び事業中断により市が被った損害額（受託者から賠償を受けた額を除く。）を減じた額とする。
  - ③ 履行保証人は次の要件をすべて満たすものでなければならない。
    - ア 法人格を有すること。
    - イ 生産物賠償責任保険に加入していること。
    - ウ 小学校又は中学校を対象とした学校給食業務の受託実績を有し、又は大量調理施設衛生管理マニュアルに定められた「同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設」での調理業務の経験を有していること。

## 9 任期付職員や会計年度任用職員の雇用

### ○ 調理等業務従事者の配置

当センターにおける調理等業務が円滑に行われるように、次に示す（１）～（４）の調理等業務従事者を配置すること。また、配置に伴う採用の際、現在、当センターに市職員として勤務する常勤の調理師、又は調理補助の会計年度任用職員が従事者へ希望した場合は、採用に努めること。

- （１） 業務責任者（１名）
- （２） 業務副責任者（１名）
- （３） 食品衛生責任者（１名）
- （４） 調理従事者 ※上記業務従事者（１）～（３）を除く

## 10 市の行事への協力

### ○ 協力事項

- （１） 市の行事への協力  
日本スリーデーマーチ等の市の行事に協力すること。



## 議事（２）令和７年度からの学校給食費改定について

### 整理点

- ① 適正な学校給食費の額について  
現在の食材費から、学校給食費の実質相当額はいくらになるか。
- ② 学校給食費の保護者負担の在り方について  
保護者の負担額は、どうすべきか。（市の補填を継続するべきかどうか。）

### １ これまでの経緯と現状について

本市の学校給食費については、下表のとおり、平成２８年度に改定し、それ以降は据え置いています。

学校給食費の推移 (単位：円)

年度	昭和53年度	昭和56年度	昭和60年度	平成5年度	平成28年度
小学校	2,600	3,000	3,300	3,700	4,100
中学校	3,200	3,500	3,900	4,400	4,800

学校給食費の改定は原則３年ごとに検討していますが、令和元年度及び令和３年度における検討では子育て世代への配慮が欠かせない状況等から据え置いています。

あわせて、物価状況など学校給食費に及ぼす影響が大きい場合は、３年を経過せずとも必要に応じて見直しを検討するとしていますが、これまで保護者が負担する学校給食費を改定せずに、本年度を迎えています。

なお、令和４～６年度は、物価高騰が続く社会情勢の中、子育て支援策として、市が食材費の高騰分を補填しています。

### 学校給食費への市の補填額

令和４年度（９月から）	約１，３８０万円（実績額）
令和５年度	約３，２２１万円（実績額）
令和６年度	約４，０２６万円（予算額）

### 〔参考〕 学校給食費

学校給食に係る経費のうち、施設設備や人件費については、小中学校の設置者である市が負担しますが、食材費については、児童生徒の保護者に負担していただき、この保護者が負担する費用が「学校給食費」と言われています。

## 2 学校給食費改定の検討について

市では、近年の食材費の物価高騰を踏まえて、令和7年度から9年度までの学校給食費の改定を検討します。

そのため、本運営委員会では、栄養基準を満たし、安心・安全な学校給食の提供に必要となる、適正な学校給食費の額と保護者負担の在り方について審議します。

審議する上での参考として、以下のとおり、現在の食材費の高騰状況や学校給食1食単価の比較、近隣自治体の学校給食費の状況等を報告します。

- 前回の改定検討時（令和3年度）と現在（令和6年度）の食材費を比較すると、下表のとおり全品目の上昇率は20%となります。なお、各品名の上昇率は実績値から算出し、全品目の上昇率は今後の物価上昇を考慮し推計しています。

主食等の食材費の上昇率（令和3年度と令和6年度使用食材を比較）

品名		上昇率	
主食	米飯（5品目）	18%	20%
	パン（9品目）	13%	
	麺（2品目）	20%	
牛乳	牛乳（1品目）	19%	
副食	青果、精肉、調味料、その他	11%	

○ また、令和3年度の献立（小学校中学年）を令和6年度に提供したと仮定し、1食単価で比較すると、次のとおりとなります。

1食単価の比較 (単位:円)

	R3	R6	上昇率
牛乳	49.19	59.01	19%
主食	50.18	57.57	15%
副食	162.55	192.42	18%
合計	262	309	18%

【7月2日の献立】  
牛乳  
ごはん  
五目ごはんの具  
たこメンチカツ  
かぼちゃのみそ汁



1食単価の比較 (単位:円)

	R3	R6	上昇率
牛乳	49.19	59.01	19%
主食	56.96	63.51	11%
副食	122.39	141.55	16%
合計	229	264	15%

【7月8日の献立】  
牛乳  
麦ごはん  
なつやさいカレー  
ライス  
カラフルサラダ



1食単価の比較 (単位:円)

	R3	R6	上昇率
牛乳	49.19	59.01	19%
主食	69	77	12%
副食	149.81	188.99	26%
合計	268	325	21%

【7月9日の献立】  
牛乳  
ピタパン  
チキンチーズカツ  
ラタトゥイユ  
コーンサラダ



1食単価の比較 (単位:円)

	R3	R6	上昇率
牛乳	49.19	59.01	19%
主食	50.18	57.57	15%
副食	115.82	138.67	20%
合計	215	255	19%

【7月15日の献立】  
牛乳  
ごはん  
ハヤシライス  
スッキーニと切り干し大根のごまあえ



○ 食品の原材料価格の高騰は、各国の紛争や天候不良等による生産量の低下によるもので、来年度以降もこの傾向は続くものと思われます。

○ 国による「毎月勤労統計調査」の労働者1人当たりの平均賃金を示す現金給与総額を令和3年7月時点の371,141円と令和6年7月時点の403,490円で比較すると、約8.7%の上昇となっています。

○ 近隣自治体の学校給食費（西部11市）については下表のとおりです。

西部11市の状況

市町村名	学校給食費(月額)		改定日	備 考
	小学校	中学校		
東松山市	4,100	4,800	平成28年4月	
川越市	4,350	5,250	平成27年4月	
所沢市	4,600	5,500	令和6年4月	R6.4無償化
飯能市	5,090	5,888	令和6年4月	
狭山市	4,300	5,000	平成30年4月	
入間市	4,800	5,563	令和5年4月	徴収月12か月のため、11か月として再計算
富士見市	4,300	5,100	令和2年4月	
坂戸市	4,100	5,000	令和2年4月	R5.4無償化
鶴ヶ島市	4,950	5,800	令和5年4月	改定前金額に保護者負担は据置き
日高市	4,300	5,200	令和5年4月	改定前金額に保護者負担は据置き
ふじみ野市	4,300	5,100	令和2年4月	
平均	4,472	5,291		

[参考] 生活困窮者の学校給食費

生活保護世帯（要保護世帯）及び準要保護世帯の学校給食費の負担はありません。

本市の対象者は、令和5年度末現在で1,100人おり、全児童生徒の16.7%となっています。

### 3 学校給食費の改定について

上記の資料等に基づきまして、令和7年度以降の学校給食費について、以下のとおり整理することとしたい。

#### ① 適正な学校給食費の額（実質相当額）について

食材全品目の上昇率が20%であることから、以下のとおり、学校給食費を算出します。

○ 小学校 月額4,100円×1.20=4,920円 ÷ 4,900円

○ 中学校 月額4,800円×1.20=5,760円 ÷ 5,700円

(100円未満切捨て)

#### ② 学校給食費の保護者負担の在り方について

令和7年度以降についても、物価高騰が続く社会情勢にあつて、保護者に価格を転嫁することは、子育て世代の家計に非常に大きく影響すると考えられます。

このことから、これまでどおり、小学校4,100円、中学校4,800円の学校給食費を保護者の負担額とし、今般の食材費の高騰分については、子育て支援策として継続して市が補填していきたいと考えています。

○東松山市学校給食運営委員会条例

昭和54年3月22日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、東松山市学校給食運営委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 東松山市立小・中学校の学校給食の運営に関する事項を審議するため、東松山市学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(組織)

第3条 運営委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について教育委員会が委嘱する。

- (1) 小・中学校長代表
- (2) 小・中学校給食主任代表
- (3) 小・中学校の児童及び生徒の保護者代表
- (4) 小・中学校の校医代表
- (5) 保健所長

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 運営委員会は、毎年1回開催する。ただし、必要により臨時に開催することができる。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、東松山市学校給食センターにおいて処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、委員長が会議においてこれを定める。

附 則

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月29日条例第6号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月22日条例第3号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年6月23日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月18日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。